

旅館業に係る構造設備及び衛生措置の基準

■衛生措置の基準（久留米市条例）1/2

市条例			区分			内 容	判定																																				
条	項	号	ホ テ ル ・ 旅 館	簡 易 宿 所	下 宿																																						
7	1					法第4条第2項の規定により条例で定める営業者が講じなければならない必要な措置の基準は、次のとおりとする。	—																																				
	1		○	○	○	旅館業の施設の内外は、定期的に清掃し、害虫、ねずみ等の発生の防止及び駆除に努めること。																																					
	2		○	○	○	宿泊者が、宿泊を通じて人から人に感染し重篤な症状を引き起こすおそれのある感染症に罹患していることが明らかになったとき、又はその疑いがあるときは、その使用した客室、寝具及び器具類の消毒又は廃棄等必要な措置を講ずること。																																					
	3		○	○	○	従業者が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）により就業が制限される感染症にり患し、又はその疑いがあるときは、当該感染症をまん延させるおそれがなくなるまでの期間、業務に従事させないこと。																																					
	4					寝具類について次の措置を講ずること。	—																																				
		ア	○	○	○	宿泊者に使用させる寝衣、敷布又はシーツ、布団カバー、枕カバー、包布等直接人に接触するものは、宿泊者1人毎に洗濯したものと取り替えること。この場合において、同一の宿泊者にあっては、寝衣は毎日、その他のものにあっては、少なくとも3日に1回は取り替えること。																																					
		イ	○	○	○	寝具は、適切に洗濯、管理等を行うこと。																																					
	5					入浴施設は、次の基準を満たすこと。	—																																				
						入浴施設において使用する湯水は、常に清潔にして、規則で定める水質基準に適合させること。 ○久留米市旅館業法施行細則																																					
		ア	○	○	○	<p>第9条 条例第7条第5号アに規定する規則で定める水質基準は、次のとおりとする。ただし、温泉等を利用する入浴施設であるため、次に掲げる基準（大腸菌、大腸菌群及びレジオネラ属菌に関する基準並びに第3号に規定する基準を除く。）により難く、かつ、公衆衛生上支障がないと市長が認めるときは、当該基準によらないことができる。</p> <p>(1) 原水、原湯、上がり用湯及び上がり用水の水質基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> <th>判定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 色度</td> <td>5度以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ 濁度</td> <td>2度以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ウ pH値</td> <td>5.8以上 8.6以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td>エ 全有機炭素(TOC)の量 又は 過マガソ酸カルム消費量</td> <td>1リットル中 3ミリグラム以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td>オ 大腸菌</td> <td>検出されないこと</td> <td></td> </tr> <tr> <td>カ レジオネラ属菌</td> <td>100ミリットル中 10CFU未満</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 浴槽水の水質基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> <th>判定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 濁度</td> <td>5度以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ 全有機炭素(TOC)の量 又は 過マガソ酸カルム消費量</td> <td>1リットル中 8ミリグラム以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ウ 大腸菌群</td> <td>1ミリリットル中に 1個以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td>エ レジオネラ属菌</td> <td>100ミリットル中 10CFU未満</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 水道水以外の水（温泉法（昭和23年法律第125号）第15条に基づき飲用の許可を受けている温泉水を除く。）を飲用として使用する場合は、水道法（昭和32年法律第177号）第4条に規定する水質基準に適合するものであること。</p>	項目	基準	判定	ア 色度	5度以下		イ 濁度	2度以下		ウ pH値	5.8以上 8.6以下		エ 全有機炭素(TOC)の量 又は 過マガソ酸カルム消費量	1リットル中 3ミリグラム以下		オ 大腸菌	検出されないこと		カ レジオネラ属菌	100ミリットル中 10CFU未満		項目	基準	判定	ア 濁度	5度以下		イ 全有機炭素(TOC)の量 又は 過マガソ酸カルム消費量	1リットル中 8ミリグラム以下		ウ 大腸菌群	1ミリリットル中に 1個以下		エ レジオネラ属菌	100ミリットル中 10CFU未満		
項目	基準	判定																																									
ア 色度	5度以下																																										
イ 濁度	2度以下																																										
ウ pH値	5.8以上 8.6以下																																										
エ 全有機炭素(TOC)の量 又は 過マガソ酸カルム消費量	1リットル中 3ミリグラム以下																																										
オ 大腸菌	検出されないこと																																										
カ レジオネラ属菌	100ミリットル中 10CFU未満																																										
項目	基準	判定																																									
ア 濁度	5度以下																																										
イ 全有機炭素(TOC)の量 又は 過マガソ酸カルム消費量	1リットル中 8ミリグラム以下																																										
ウ 大腸菌群	1ミリリットル中に 1個以下																																										
エ レジオネラ属菌	100ミリットル中 10CFU未満																																										
		イ	○	○	○	浴槽水は、1日に1回以上完全に換水すること。ただし、連日使用型循環浴槽（集毛器、消毒装置及びろ過器のいずれをも備えた浴槽に限る。）を使用する場合にあっては、1週間に1回以上完全に換水することをもって足りる。																																					

旅館業に係る構造設備及び衛生措置の基準

■衛生措置の基準（久留米市条例）2/2

市条例			区分			内 容	判定
条	項	号	館 ホ テ ル ・ 旅	所 簡 易 宿	下 宿		
		ウ	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	浴槽水は、常に満水状態を保ち、かつ、原水若しくは原湯又は十分にろ過した湯水を供給することにより溢水させ、清浄に保つこと。	
		エ	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	浴槽水の水質検査を1年に1回以上(24時間以上完全に換水しないで浴槽水を循環させている場合にあっては、1年に2回以上)行い、その成績書(当該成績書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を含む。)を3年間保存すること。	
		オ	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	24時間以上完全に換水しないで浴槽水を循環させている場合にあっては、浴槽水を消毒するための塩素系薬剤を適切な位置に投入し、浴槽水1リットル中0.4ミリグラム以上の遊離残留塩素濃度又は3ミリグラム以上のモノクロラミン濃度を保つこと。ただし、これに代わる有効な方法で消毒する場合にあっては、この限りでない。	
		カ	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	浴槽水を循環させるために使用する設備は、定期的に清掃及び消毒をするとともに、適切な維持管理を行うこと。	
		キ	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	貯湯槽及び調節箱(洗い場の湯栓及びシャワーに送る湯の温度を調節するための槽)内の生物膜の状況を定期的に把握し、必要に応じ生物膜の除去を行うための清掃及び消毒をすること。	
		ク	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	貯湯槽内の温度は、通常の使用状態において湯の補給口、底部等に至るまで摂氏60度以上に保ち、かつ、最大使用時においても摂氏55度以上を保つこと。ただし、これにより難い場合にあっては、貯湯槽内の湯水を塩素系薬剤等で消毒すること。	
		ケ	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	浴槽から溢水した湯水及び回収槽内の湯水は、浴用に供しないこと。ただし、これにより難い場合にあっては、浴槽から溢水した湯水の還水管及び回収槽内の清掃及び消毒を十分にするとともに、回収槽内の湯水を塩素系薬剤等で消毒すること。	
		コ	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	気泡発生装置等を設置した浴槽には、24時間以上完全に換水しないで循環させている浴槽水を使用せず、気泡発生装置等の内部に生物膜が形成されないように適切に管理すること。	
		サ	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	気泡発生装置等の空気取入口には、ほこり、浴槽水等が入らないような措置を講ずること。	
		シ	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	打たせ湯及びシャワーには、循環している浴槽水を使用しないこと。	
		ス	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	脱衣室、浴室、便所その他入浴者が直接接触する施設、器具等は、清掃を適切に行うとともに、定期的に消毒し、清潔で衛生的に保つこと。	
		セ	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	貯湯槽内の湯水の温度及びオに規定する遊離残留塩素濃度を1日に2回以上測定し、その記録(オただし書及びクただし書の規定による措置に関する記録を含む。)を3年間保存すること。	
		リ	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	循環させている浴槽水を塩素系薬剤によって消毒する場合は、当該薬剤はろ過器の直前に投入すること。	
6		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		洗面所は、次の基準を満たすこと。 洗面所の湯水は、飲用に適するものを十分に供給すること。	-
		ア	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
		イ	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	洗面所は、適切に清掃し、常に清潔に保つこと。	
		ウ	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	タオル、くし、ヘアブラシを備える場合は、客1人毎に消毒するなど衛生的なものを置き、カミソリを備える場合は、新しいものとすること。	
7		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		便所は、次の基準を満たすこと。 臭気の防除に努め、便器の汚れを十分に除去するなど1日1回以上清掃し、必要に応じて消毒し、常に清潔で衛生的に保つこと。 手洗い設備は流水装置とし、湯水は飲用に適するものを十分に供給すること。	-
8						市長は、これらの基準によることができない場合であって、公衆衛生の維持に支障がないと認めるときは、前条第5号セに掲げる基準を緩和することができる。	-